

# 第 22 回総会議事録

(令和 4 年 4 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第22回総会 議事録	
日 時	令和4年4月26日(火) 14時00分～15時40分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 横浜市中央農業委員会顧問の委嘱について</p> <p>第2号議案 横浜市中央農業委員会事務局職員の任命について</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第4号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第6号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第7号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した3月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第9号 認定新規就農者の認定について</p> <p>第10号 令和3年度 農地パトロール(利用状況調査)の結果について</p>
審議結果	<p>第1号議案 委嘱決定</p> <p>第2号議案 任命決定</p> <p>第3号議案 1番 許可 2番 許可 3番 許可 4番 許可 5番 許可 6番 許可</p>

	<p>7番 許可</p> <p>第4号議案</p> <p>1番 許可相当</p> <p>2番 許可相当</p> <p>3番 許可相当</p> <p>4番 許可相当</p> <p>第5号議案</p> <p>1番 許可相当</p> <p>2番 許可相当</p> <p>3番 許可相当</p> <p>4番 許可相当</p> <p>第6号議案</p> <p>1番 証明交付</p> <p>2番 証明交付</p> <p>3番 証明交付</p> <p>4番 証明交付</p> <p>5番 証明交付</p> <p>6番 証明交付</p> <p>7番 証明交付</p> <p>8番 証明交付</p> <p>9番 証明交付</p> <p>第7号議案</p> <p>1番 協力</p> <p>2番 協力</p> <p>第8号議案</p> <p>1番 承認</p> <p>2番 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>(第7期第22回総会)</p> <p>開会 14時00分</p> <p>事務局より出席状況(出席委員18名、欠席委員1名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。</p> <p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>ただ今から第22回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号6番栗原智委員、7番守谷弘委員にお願いします。</p> <p>それでは第1号議案「横浜市中央農業委員会顧問の委嘱について」事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>横浜市中央農業委員会顧問の委嘱について、次の者を横浜市中央農業委員会顧問に委嘱したい。</p> <p>1. 鶴見区長 渋谷治雄、2. 港北区長 漆原順一、3. 青葉区長 天下谷秀文。</p> <p>理由。令和4年4月1日横浜市人事異動をもって、横浜市中央農業委員会の顧問に変更が生じたため、横浜市中央農業委員会組織規程第2条の規定により提案する。</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第1号議案について委嘱決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第1号議案について委嘱を決定します。</p> <p>続いて第2号議案「横浜市中央農業委員会事務局職員の任命について」事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>横浜市中央農業委員会事務局職員の任命について。</p> <p>次の者を、横浜市中央農業委員会事務局職員に任命したい。</p> <p>横浜市中央農業委員会事務局 福留優作。</p> <p>理由。令和4年4月13日 横浜市人事異動をもって、横浜市中央農業委員会事務局の兼任者に変更が生じたため、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び横浜市中央農業委員会組織規程第4条の規定により提案する。</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第2号議案について任命を決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第2号議案について任命を決定します。</p> <p>(辞令交付)</p> <p>それでは第3号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>1番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>ここ数年にわたり定期的におこなっている世帯内贈与です。芝を栽培しています。</p> <p>経営農地は、芝及び露地野菜が適正に耕作されております。</p> <p>譲受人の世帯としての経営面積は128aで旭区の下限面積の30aを超えています。通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該</p>

	<p>当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>1番について地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。</p>
小川名委員	<p>毎年の世帯内贈与です。問題ないと考えます。</p>
議長	<p>1番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全議員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可とします。 続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>世帯内贈与の案件です。 譲受人世帯の現在の耕作面積は約165aで、旭区の下限面積の30aを超えています。 経営農地は露地野菜畑又は施設野菜畑として、全て適正に耕作されていることを確認しています。申請地は、権利移転後も引き続き露地野菜畑として耕作予定です。 なお、譲受人世帯の所有地において、登記地目が畑で、現況が資材置場になっているところがありましたので、「第6号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の4番で、申請を受け付けています。 自宅から申請地までは約10km、車で約20分です。現在も問題なく耕作できていることから、通作距離や周囲との調和条件に問題はありません。 常時従事者は、本人含め3名です。譲受人は今春、県の農業アカデミーを卒業し、本格的に就農予定です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。 以上、第3条第2項各号に該当しないため、第6号議案の議決を要件として、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>2番について地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。</p>
内田推進委員	<p>現地を確認しました。問題ないと考えます。</p>
議長	<p>2番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、2番は第6号議案の議決を要件として許可とします。 続いて、3番について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>譲受人は自宅周辺や鉄町で露地野菜を中心に営農されています。申請地は経営農地の隣接地であり、売買の話がまとまったため申請に至りました。露地野菜畑として利用する予定です。譲渡人は経営規模縮小する意向です。</p> <p>なお、申請地周辺で昨年度2件の3条許可により譲受人が取得をしています。</p> <p>譲受人の世帯としての経営農地はこの手続きを経ると約106aで、青葉区の下限面積30aを超えています。譲受人の所有農地は露地野菜畑、施設野菜畑として全て良好に耕作されています。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	3番について地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	譲受人の経営農地の周辺を購入する案件であり、特に問題ないと思います。
議長	3番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は許可とします。 続いて、4番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、都筑区折本町及び大熊町並びに港北区新羽町で主に露地野菜を作付けしています。このたび譲受人が所有するタケノコ畑の通作路を確保するため申請に至りました。</p> <p>譲受人の世帯としての経営農地はこの手続きを経ると約96aで、都筑区の下限面積30aを超えています。譲受人の経営農地は露地野菜畑等として全て良好に耕作されています。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	4番について地区担当は私ですが、何ら問題はありません。
議長	4番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番は許可とします。

事務局	<p>続いて、5番について事務局から説明してください。</p> <p>譲受人は、教育事業を行うことを目的に近隣で2か所の幼稚園を運営している学校法人です。これまでも付近の農地で農体験を行っており、平成31年には大場町の水田を、3条許可を得て取得しています。栽培技術については、譲受人の職員に農家があり、この方が指導を行います。水田も問題なく管理されており、申請地も露地野菜畑として効率的に利用する見込みがあります。譲渡人は経営規模縮小する意向です。</p> <p>譲受人の所有農地は6aで、申請地が569㎡なので、青葉区の下限面積30aを満たしていませんが、今回のような教育事業を行う学校法人は3条の下限面積の特例で農地所有を認められています。</p> <p>通作距離は850m程度で、車で2、3分です。</p> <p>周辺との調和要件について、地域の農地の利用調整に協力し、地域の防除基準に従うとのことで、問題ないと考えられます。</p> <p>第3条第2項2号、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当し、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>5番について担当の吉濱推進委員の意見はいかがですか。</p>
吉濱推進委員	<p>地区担当の坂田委員に確認したところ、現地確認し既にある水田もきれいに管理されており問題ないとのことでした。</p>
議長	<p>5番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、5番は許可とします。</p> <p>続いて、6番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は農業拡大、譲渡人は経営縮小を希望しており、申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯の経営農地は果樹及び露地野菜畑として全て良好に耕作されており、権利取得後の経営面積は215aとなり、神奈川区の下限面積の40aを超えています。</p> <p>申請地でも露地野菜を栽培する計画です。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>6番について地区担当の平本委員の意見はいかがですか。</p>
平本委員	<p>現地を確認しました。譲受人は畑をきれいに管理される方で問題ないと思います。</p>

議長	<p>6番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、6番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、6番は許可とします。</p> <p>続いて、7番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は農業拡大、譲渡人は経営縮小を希望しており、申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯の経営農地は露地野菜畑として全て良好に耕作されており、権利取得後の経営面積は282aとなり、神奈川区の下限面積の40aを超えています。</p> <p>申請地でも露地野菜を栽培する計画です。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>7番について地区担当の金子委員の意見はいかがですか。</p>
金子委員	<p>全ての農地が適切に管理されていることを確認しました。</p>
議長	<p>7番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、7番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、7番は許可とします。</p> <p>続いて、第4号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。1番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請人は平成27年に申請地を相続しましたが、アメリカに住んでおり農地の維持管理が難しく、土地の有効活用を考えていたところ、神奈川県茅ヶ崎市に本店がある造園業等を営む法人から、資材置場として借り受けたいとの要望があったため、転用を申請するものです。</p> <p>借受法人は、神奈川県内を中心に首都圏で造園工事を請け負っている法人で、茅ヶ崎市内に資材置場及び駐車場を借りていますが、主たる取引先や請負現場が横浜に多いため、横浜市内での拠点を探していました。また、現事業地が収用限界となっているため、低木や中木などの横浜港経由で仕入れた造園資材は、直接請負先の現場に搬入していましたが、請負先とのスケジュール調整等が必要となるため、不便な状況でした。</p> <p>申請地は第三京浜道路の保土ヶ谷ICに近いので交通利便性が良く、主たる取引先</p>

	<p>や請負現場、横浜港へもアクセスしやすく、業務用車両も利用可能な形状であり、面積も適当であることから選定されました。</p> <p>立地基準は、第3種農地です。300m以内に第三京浜道路の保土ヶ谷ICの出入口があります。</p> <p>被害防除について、北側は自己所有の農地及び雑種地に隣接し、南側及び西側は雑種地に隣接し、東側が道路に面しています。北側の農地境及び東側の出入口を除く道路境には鋼板50cmを新設します。それ以外の境界は既存の鋼板等を活用します。</p> <p>敷地内は業務用車両の駐車部分は砂利敷きとし、それ以外の中木・低木等の置場は現況の土のままとし、雨水は自然浸透させます。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>転用地にかかる他法令との調整はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。</p>
内田推進委員	<p>現地を確認したところ、特に問題はありません。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は相続により申請地を取得しましたが、会社勤めをしており後継者もないことから申請地の有効活用を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は建築関係の作業車などのレンタル業を運営しています。緑区長津田町に24時間無人で作業車がレンタルできる施設を運営していますが、顧客からの要望が多機種・多台数になり増車を行う為に、他の敷地を確保する必要がでてきました。新たな土地は現在の施設から車庫証明の関係で2km圏内に確保する必要があり、2tユニック車15台と4tユニック車を4台駐車し、転回スペースなども確保すると300坪程度の面積が必要となります。また、24時間車両の出し入れが行われるため近隣住宅への影響が少ないことを考慮し探したところ、条件に合う土地は申請地しかありませんでした。</p> <p>立地基準はその他2種農地です。第1種農地、2種農地、3種農地のいずれの要件にも該当しません。</p> <p>敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透とします。法面南側には水路があるため、</p>

	<p>法面が崩れて水路に影響がでないよう十分にセットバックして駐車場の敷地を設けます。周囲には高さ30cmの鋼板土留を新設します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きですが、転用地の面積は1000㎡を超えますが、駐車場として整備する部分は1000㎡未満であることから雨水浸透阻害行為の許可は不要である旨道路局河川管理課に確認済みです。出入口部分にあるガードレールの撤去や歩道に重量車両が乗り入れることに伴うアスファルト補強については緑土木事務所に自費工事にて行う旨調整済みです。出入口付近には水利組合が管理している埋設管がありますが、問題ない旨確認済みです。また、地役権が設定されている筆については、今回の計画で問題ない旨を地役権者に確認済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>2番について地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。</p>
岡部委員	<p>現地を確認しました。近隣の同意もあり問題はありません。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、2番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、2番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、3番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は相続により農地を取得し、主に父が耕作していますが、高齢のため農業経営の縮小を考えていました。申請地以外の農地はまとまった面積があり今後の営農に必要ですが、申請地は面積が小さく、日当たりや形が悪く耕作が難しいため、有効活用を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は新横浜三丁目に本店と駐車場がある運送業者ですが、現在立ち退きを求められています。新横浜から近い距離で事務所と駐車場を探したところ、小机町の農地転用済みの駐車場を借りられることになりましたが、それだけでは車両6台、オートバイ3台分のスペースが不足します。そこでその駐車場付近の土地を探したところ、目的に見合う土地は申請地のみでした。</p> <p>立地基準は市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地です。</p> <p>被害防除について、敷地内は砂利敷きとし雨水は自然浸透させます。接道面を出入口とし、東側と南西側は単管パイプ及び万能鋼板を設置します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p>

	<p>転用地にかかる他法令との調整はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>3番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>現地を確認したところ、何ら問題はありません。</p>
議長	<p>3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、3番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、4番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は高齢で耕作が困難になってきており申請地の有効活用を考えていたところ駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は、横浜市内を中心に鶏卵販売を行う法人です。現在、新横浜駅付近に点々と月極駐車場を11台分借りていますが、そのうちの8台を集約して停めることのできる駐車場を、新しい事務所の移転先である新羽駅周辺で探しておりました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内にししがはな公園、新田小学校があり前面道路に上下水管があります。</p> <p>被害防除については、敷地内は砕石敷きとし雨水は自然浸透させます。隣地境界は、北側は既存コンクリートブロック、東側は土留鋼板を生かし、南側はコンクリートブロック及び土留鋼板を新設します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>転用地にかかる他法令との調整はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>4番について、担当の加藤委員の意見はいかがですか。</p>
加藤委員	<p>地区担当は小山委員です。現地を確認したところ、特に問題ないとのことでした。</p>
議長	<p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認め、4番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第5号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。1番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、旭区善部町に境内地を持ち、敷地内の墓地と緑区長津田町で墓地を営んでいる宗教法人です。市内では墓地を要望する近隣住民が増え、平成17年に開園した長津田の霊園においても残数が無く対応に苦慮していたため今回の申請となりました。</p> <p>申請地は、事務所所在地の旭区善部町にも近いため法要や法事にも通いやすいこと、保土ヶ谷バイパス等に近く、また、住宅街を通らずアクセスできるため選定されました。墓地1区画と、合同の墓地4基合計で1494区画を整備します。またこれらの墓地の運営のためには管理棟・駐車場を敷地内に整備します。</p> <p>なお、今回の墓地計画は全体で9,462㎡ですが、そのうち3,768㎡が農地となっています。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域500m以内に市街化区域があり、10haの集団農地に接続していません。</p> <p>被害防除について、汚水・雨水は、南側公道の公共下水道に接続します。敷地外周には高さ1.5mのメッシュフェンスと生垣を設置します。加えて農地側にはU字型側溝を設置し雨水は調整池に集約して排出します。外周は緑化を行います。緑化部分については植栽により周辺農地への雨水や土砂の流出を防止します。この計画について、隣接農地所有者へは説明を行い、同意を得ています。</p> <p>申請者の所有地に農地法上の違反はありません。</p> <p>他法令の調整について、当該地は宅地造成規制区域であり、建築局調整区域課で受付をしています。また、墓地、埋葬等に関する法律の規定による墓地等経営許可については旭区生活衛生課を通じて健康福祉局で受付をしております。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われるので、許可相当として神奈川ネットワーク機構へ諮問した後、横浜市へ進達したいと考えます。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の飯田推進委員の意見はいかがですか。</p>
飯田推進委員	<p>現地を確認しました。北側に農地が残りますが、墓地の際に大きな木を植えない等の配慮がなされる計画で、問題ありません。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番について許可相当として神奈川ネットワーク機構へ諮問した後、横浜市へ進達することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、1番は許可相当とし市に進達します。</p>

事務局	<p>続いて、2番について事務局から説明してください。</p> <p>本申請の転用目的は、住宅敷地拡張です。譲受人は重病を患っており、母親も介護が必要な状況です。譲受人の住宅から前面道路まで、スロープ状の通路がありますが、過去に体調不良で救急車を呼んだところ、通路が狭いため住宅敷地内に進入できませんでした。このため、申請地内の東部分について、救急車や介護車両等が進入できるように、通路を幅1m分拡張する計画です。また、申請地内の西側部分については、宅地擁壁の土留めブロックが崩れて隣接農地に被害がでないようにするため、土留めブロックの補強工事を行う計画です。</p> <p>農地区分は第3種農地です。前面道路に上下水道管が敷設されており、半径500m以内に仲町台かたつむり公園と折本西原公園があります。</p> <p>被害防除について、通路拡張部分は既存通路に擦り付ける形でスロープ状にし、路面はコンクリートと金属板で施工、坂の下手にあたる入口に雨水枡を設置し、雨水を敷地内で自然浸透させます。土留補強部分は、隣接地との境に杭と金属鋼板を打設、その内側に土を入れることで既存土留めを押さえます。土を入れる部分の底面には厚さ100mmのコンクリートを敷設しますが、雨水浸透用の穴を数か所つくり、雨水を宅地内で自然浸透させます。</p> <p>隣接農地は本日の3条許可4番の譲受人が買うこととなる予定ですが、転用計画は説明され了承を得られています。</p> <p>他法令との調整について、宅地造成工事規制区域内ですが、今回の工事の内容では許可申請が不要とであることを横浜市調整区域課に確認しています。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>2番について地区担当は私ですが、事務局の説明のとおり問題はありません。</p>
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、2番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、2番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、3番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は建設業を営んでいます。申請地の隣の土地を資材置場として使用していますが、スペースが不足しており、現在は各現場において資材を置かせてもらっている状態です。本来各現場に資材を置くことは禁じられており、効率や防犯の面からも現在より広い資材置場を確保し、そこに資材を置きたいと考えていました。周辺地域で探しましたが条件に合った土地が見つからなかったため、現在の資材置場を拡張することで不足面積をまかなおうと考え、隣接地を所有している譲渡人に資材</p>

	<p>置場として貸して欲しい旨をお願いしたところ了承を得ることができました。借りる見通しがたったのは申請地のみであるため転用を申請するものです。</p> <p>立地基準は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、第3種、2種農地に該当しないため第1種農地です。第1種農地であっても例外的に許可をすることができる事項として既存の施設の拡張があります。既存の施設の拡張とは既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限るとされています。今回の申請はこの基準に該当しています。</p> <p>被害防除として、北側農地との境界には通作路部分を除いてコンクリートブロック2段を新設し、東側の道路との境界は既存の擁壁を活かします。敷地内はすべて砕石敷きとし、雨水は自然浸透とします。出入口部分にある水路上の車両通行については、緑土木事務所に確認済みです。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>転用地にかかる他法令との調整はありません。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	3番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。
岡部委員	現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
小池委員	原則転用許可が出ない第1種農地の特例の案件ということですが、この特例を利用して第二回、第三回と敷地の半分ずつを拡大するような計画が可能となってしまうのではないのでしょうか。
事務局	特例が使えるのは1回までと許可権者の農政推進課に確認しています。
議長	他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は許可相当とし市に進達します。 続いて、4番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は譲渡人の娘です。譲渡人宅に家族4人、両親、兄の合計7名で暮らしており手狭となっています。このため、分家住宅の新築が必要となり申請に至りました。共働きであり子2人を両親に見てもらいたいことから、本家に近い立地で住

	<p>宅建築可能な土地を選定しました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。300m以内に第3京浜羽沢ICがあります。</p> <p>被害防除について、前面道路が狭いため道路側はセットバックし公衆用道路に供します、北側残農地との境にはブロック2段を設置します。雨水及び汚水は公共下水管に接続します。宅地以外は砂利及び無舗装で雨水は自然浸透とします。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>転用地にかかる他法令との調整については、建築物の新築許可について建築局調整区域課で受付済です。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>4番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。</p>
鈴木推進委員	<p>現地を確認したところ、特に問題ないと思います。</p>
議長	<p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、4番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第6号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。1番から9番までについて、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1番について、立地基準は第3種農地です。11年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>2番について、立地基準は第3種農地です。11年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>3番について、立地基準は第2種農地です。14年間山林であることを航空写真で確認しました。</p> <p>4番について、立地基準は第3種農地です。11年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>5番について、立地基準は第2種農地です。11年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>6番について、立地基準は第3種農地です。11年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>7番について、立地基準は第2種農地です。14年間住宅敷地及び通路として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>8番について、立地基準は第2種農地です。14年間倉庫敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p>

	<p>9番について、立地基準は第3種農地です。11年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p>
議長	<p>1番から9番までについて、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番から9番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、1番から9番までにつきまして証明交付とします。また、第3号議案2番の関連案件が承認されましたので、第3号議案2番についても許可とします。</p> <p>続いて、第7号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。1番から2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>1番から2番について主たる従事者証明発行済です。市長から農業者へあっせんの協力の依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は5月6日を期限として事務局までご連絡ください。</p>
議長	<p>1番から2番について、あっせんに協力します。</p> <p>続いて、第8号議案「特定法農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。1番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は生産緑地で一部は自作地を残します。貸付期間1年間、1区画33㎡～40㎡で18区画設置します。募集方法は現地看板等により近隣住民を主な利用者として想定しています。横浜市と土地所有者との貸付協定は令和4年4月4日に結んでいます。この中で周辺の営農に支障がないよう、開設者は適切に指導するものとしています。開設者は既に隣地で農園を開設しており、今回の申請内容も問題ないと考えます。</p> <p>以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えます。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。</p>
加藤委員	<p>開設者は高田地区の前推進委員の母です。高齢となり広い面積を耕作できず、農園開設するとのこと。問題はないと考えております。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、1番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は承認と決定します。 続いて、2番について、事務局から説明してください。
事務局	申請地は寺家の農用地区域の一角です。貸付期間は2年間、1区画36㎡で植木がある部分を除き12区画を貸付予定です。募集方法は看板です。 利用希望が多いそうで利用者は見込めると考えています。通作手段は徒歩を想定しています。横浜市と土地所有者との貸付協定は令和4年4月5日に結んでおります。この中で周辺の営農に支障がないよう、開設者は適切に指導するものとしています。 以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えます。
議長	2番について、担当の吉濱推進委員の意見はいかがですか。
吉濱推進委員	地区担当の坂田委員に確認し、特に問題はないとのことでした。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
全委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番は承認と決定します。 以上で第22回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第10号について、野路委員をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第9号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第9号まで一括で報告。
野路委員	1号から9号について質問等がありますか。 無いようですので第10号について、事務局から説明をしてください。
事務局	農地法に基づき毎年行っている農地パトロールについて、令和3年度の結果をご報告します。調査期間は令和3年6月24日から8月27日、調査実施者調査対象地域、調査方法について資料のとおりです。調査結果は、資料のとおりです。 1号・2号農地に指定された農地のうち、6か月経っても意向表明が無い、又は農地利用が再開されていない場合は、農地法に基づき、農地中間管理機構へ情報提供を行います。また課税が強化される可能性があります。

野路委員	10号について質問等がありますか。
角田委員	今年度の調査手法について説明をお願いします。
事務局	昨年度は新型コロナの関係で農用地区域については事務局で調査を行いました が、今年度は従来通り委員同行の調査を考えています。別途お知らせします。
野路委員	他に質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第10号を了承とします。 これもちまして第22回総会を終了します。  (15時40分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和4年4月26日開催 第22回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子 利一		出席	
4	坂田 清一		欠席	
5	加藤 保		出席	
6	栗原 智		出席	議事録署名人
7	守谷 弘	連合会監事	出席	議事録署名人
8	大立 尚登	連合会理事	出席	
9	阿部 敏		出席	
10	大澤 博		出席	
11	岡部 弘		出席	
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		出席	
15	平本 武夫		出席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	
19	小島 重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		出席	
2	栗原 茂		出席	
3	小山 正博	連合会理事	欠席	
4	齋藤 公		出席	
5	鈴木 輝雄	連合会理事	出席	
6	永島 善範		出席	
7	根本 栄治		欠席	
8	吉野 幸弘		出席	
9	飯田 清		出席	
10	内田 英一		出席	
11	大矢 勝		出席	
12	小原 甲史		出席	
13	齋藤 春美		出席	
14	佐藤 孝春		出席	
15	新川 和生		出席	
16	森田 喜八郎		欠席	
17	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし